素鵞地区タウンミーティングでいただいた意見と市の対応

『テーマ：素鵞地区のまちづくりについて』　令和2年10月14日（水）19：00～

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ☆ | 意　見　の　内　容 | 対応可能性と対応時期 | 対応策または不可能な理由等 | 担　当　課 |
| 1 | 石手川から南はカラスが多く、農作物が食べられたり、ごみネットからごみを出して荒らされたりして大変な状況である。カラスを追い払うのではなく数を減らす対策を考えてほしい。 | ■可　能■対応済□今年度中□次年度以降■検討中□不可能□その他 | カラスを含む野生鳥獣は、法律で原則、捕獲等が禁止されています。ただし農作物等への被害がある場合には、許可を受けて捕獲による駆除が認められているものの、銃器での駆除は安全性の面から使用できる場所が限られているため、素鵞地区など市街地では難しい状況です。カラスを追い払うには、農業従事者は防鳥ネットを設置したり、事業者はごみ袋を大型バケツに入れて出したり、一般の方は家庭ごみに鳥よけネットをしっかりかけたりして、カラスのえさを絶つようにするのが効果的です。一方、松山市をはじめ全国の自治体がより有効な対策を手探りで検討しています。本市では、群れで集まるカラスに対しては、タカに襲撃された際にカラスが発する鳴き声を聞かせることで追い払いの効果があることが確認できたため、先月（１０月）末にその鳴き声を市ホームページ（<http>://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kurashi/seikatsu/bika/karasumanual.html）からダウンロードできるようにしました。なお、同じ鳴き声ではカラスが慣れてしまうことがあるため、複数のパターンの鳴き声を今後、掲載していく予定です。ぜひ、ご活用ください。 | 農水振興課大野　孝二089-948-6567環境モデル都市推進課網矢　宏明089-948-6434 |
| 2 | 　素鵞地区は所得の低い独居の高齢者が多いので、所得に応じて安い費用で入所できる特別養護老人ホームを素鵞地区内につくってほしい。 | □可　能□対応済□今年度中□次年度以降□検討中□不可能■その他 | 松山市では特別養護老人ホームの整備を、平成３０年度から令和２年度までの「第７期松山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき計画的に進めています。これまでに素鵞地区に建設したいという事業者の応募がなかったため予定はないものの、今後、第８期の計画を策定し、事業者を公募する際には、特別養護老人ホームがない素鵞地区を含む市内１１地区への建設を促していきたいと考えています。なお、最寄りの施設としては石井地区と雄郡地区に２カ所ずつありますので、ご検討ください。 | 高齢福祉課安永　毅089-948-6414 |
| 3 | 　アパートが建ったが、近くのごみ集積場所はすでに利用者が多く、これ以上ごみを置ける余裕がない。少ない世帯でもごみの集積場所を作れるようにしてほしい。 | □可　能□対応済□今年度中□次年度以降□検討中□不可能■その他 | ごみ集積場所を設置するには、短時間で効率的に収集できるよう、利用するエリアの世帯数が可燃ごみでは２０世帯以上（集合住宅は１５世帯以上）であることの基準を満たし、町内会長など地域を代表する方に地域住民による維持管理の同意を得た上で、申請いただいています。また、ご指摘のごみ集積場所の現状を管理者に確認したところ、問題なくごみの排出ができているとの回答を頂きました。今後も、ごみ排出やごみ集積場所等のことでお困りの際には、清掃課までご相談ください。 | 清掃課中藤　敏也089-948-6755 |
| 4 | 　素鵞公民館の会議室は２階と３階にあり、高齢者など階段で上がれない人が多くなってきているため、エレベーターまたは階段昇降機を付けてほしい。また、公民館のバリアフリー化もしてほしい。　難しいなら、１階にある中村老人福祉センターの会議室を、夜間、利用させてほしい。 | ■可　能■対応済□今年度中□次年度以降■検討中□不可能□その他 | エレベーターや階段昇降機の設置を含めた素鵞公民館のバリアフリー化は、機器を設置するスペースや建物の構造上の課題、整備にかかる経費などから、大規模改修に併せて実施することが最も適していると考えています。松山市では、昨年度（令和元年度）策定した市内の全公民館を長寿命化する整備計画を基に、老朽化が進んでいる公民館から順次、改修していく予定です。大規模改修時にはエレベーターを設置して、利用しやすい施設になるよう、今後、地域の皆さんと一緒に検討していきます。また、素鵞公民館と中村老人福祉センターは同じ建物にあるものの、それぞれの条例に基づき利用や管理の方法が異なっています。老人福祉センターの閉館後は、職員が常駐しておらず、事故等が起こった際に適切な対処ができないため、利用を控えていただいているものの、ご意見を受けて、必要に応じて柔軟な対応ができるよう、調整しました。 | 学習施設課大野　慎吾089-948-6873高齢福祉課藤満　静夫948－6410 |
| 5 | 　弁天神社の公園を老人会が清掃している。この公園の所有や管理がどのようになっているのか教えてほしい。 | □可　能□対応済□今年度中□次年度以降□検討中□不可能■その他 | 弁天神社の公園は、昭和５９年に地元から土地（民有地）の無償使用の承諾を含む申請を受け、松山市が遊具を設置した児童遊園地です。本市が遊具の整備や安全点検を行い、地元の町内会等が清掃や除草などの日常的な管理を行うことになっています。引き続き、ご協力をお願いします。 | 子育て支援課脛永　正広089-948-6411 |
| 6 | 　角地の家が道路後退しないため、そこから奥の家が道路後退していても役に立っていない場所があるので、道路後退するように規則等を変えてほしい。 | □可　能□対応済□今年度中□次年度以降□検討中□不可能■その他 | 道路後退は、国の法律（建築基準法）の要件を満たした道路に対して発生するもので、その他の道路については「地権者の任意の協力」ということになります。同法の規制を受けない市道を広げるには、まず、隣接する土地を市に提供してもらう必要があるため、地元の代表者から、その土地の所有者の同意を含む「事業要望書」を提出していただき、その後、松山市で緊急性などを考え合わせて優先順位を決定し、順次、工事を行います。詳しくは道路建設課にお問い合わせください。 | 建築指導課山田　豊樹089-948-6526道路建設課村井　望089-948-6464 |
| 7 | 素鵞神社東側の道路がでこぼこになっている場所があるので、直してほしい。 | ■可　能□対応済■今年度中□次年度以降□検討中□不可能□その他 | タウンミーティング後に現地を確認したところ、道路がでこぼこになっている箇所がありましたので、来月（１２月）に舗装修繕工事を行う予定です。なお、松山市道は、市職員が３台の道路パトロールカーで日々、点検をしていますが、市道の総延長距離は約１，８００キロメートルあり、問題のある箇所の発見や対応に時間がかかることもあります。そこで、皆さんから穴のあいている場所などの情報をお寄せいただくと、より早い対応ができますので、遠慮なく道路管理課へご連絡ください。連絡方法としては、電話などに加え、今年（令和２年）８月からはＬＩＮＥでも行えるようにしています。詳しくは市ホームページをご覧ください。<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/>kurashi/doro/dorokakushu/doropato.html | 道路管理課永井　英司089-948-6478 |
| 8 | 松山市農協拓南事務所付近の道路の白線が薄くなっているので、引き直してほしい。 | ■可　能■対応済□今年度中□次年度以降□検討中□不可能■その他 | タウンミーティング後に現地を確認したところ、道路の白線（外側線）と交差点マーク、横断歩道、停止線などが薄くなっている箇所がありました。松山市が対応できる白線と交差点マークは、１０月２６日に早速、引き直しました。横断歩道と停止線は交通規制に関するもので、担当の警察に確認したところ、下記の回答がありました。【松山東警察署】ご要望の横断歩道と停止線については、市役所からの連絡を受け、県警察本部に引き直しの申請をしました。ご迷惑をお掛けしますが、しばらくお待ちください。 | 道路管理課永井　英司089-948-6478 |
| 9 | 　小坂三丁目住宅街の電柱に街路灯（防犯灯）を付けてほしい場所がある。 | ■可　能■対応済□今年度中□次年度以降□検討中□不可能□その他 | ご要望の場所は、すでに町内会から防犯灯新設の申請が出ており、審査の結果、ＬＥＤの防犯灯を設置することになりました。今月（１１月）中に工事が完了する予定です。 | 市民生活課竹内　透089-948-6736 |
| 10 | 福音小学校ができたときに、素鵞校区の一部の町が校区変更になり、公民館行事や地区行事に参加してもらえなくなっている。地域が一丸となれないので、以前の素鵞校区に戻してほしい。 | □可　能□対応済□今年度中□次年度以降□検討中□不可能■その他 | 校区割を変更するには、地域や学校からの要望に加え、周辺の学校区を含めた人口動態や学校の施設面等を総合的に考え合わせて検討する必要があります。福音小学校は、平成３年の創立からすでに３０年近くたち、校区割は一定、定着していることなどから変更は容易でないと思われますが、地元等から要望があれば保護者代表や学識経験者等で組織される「松山市通学区域調整審議会」で審議されますので、意見の取りまとめをお願いします。なお、松山市では、「通学区域弾力化制度」で、住所地校区の学校よりも隣接する校区の学校の方が通学距離が短く、安全に通学できる場合には、申請して通学する学校を選択できるようにしているため、福音小学校区から素鵞小学校に通学している事例もあります。 | 学校教育課中村　尚志089-948-6746 |
| 11 | フジ立花店からイオンまで横断歩道が少ない。立花駅の前に陸橋はあるものの、高齢者は陸橋を利用しづらいので、弱者を守るために横断歩道を付けてほしい。 | □可　能□対応済□今年度中□次年度以降□検討中□不可能■その他 | 横断歩道の設置は交通規制に関するもので、担当の警察に確認したところ、以下の回答がありました。【松山東警察署】踏み切りの近くに横断歩道を設置した場合、線路内に車が停止する恐れがあり、電車が来ると危険なため、線路の近くに横断歩道を設置することは原則、認められていません。ご指摘の区間には、横断歩道を約２００ｍおきに３カ所、設置しています。ご高齢の方の中には、歩道橋を渡ることが難しい方もいらっしゃると思いますので、お近くの横断歩道をご利用いただきますようお願いします。 | 道路管理課永井　英司089-948-6478 |